

公印省略

4疾病第11527号
令和4年12月20日

公益社団法人福岡県薬剤師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

新型コロナウイルス感染症に係る無料検査の「定着促進事業」の一時再開について

平素から、本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、令和3年12月から開始した、無症状の方を対象とした新型コロナウイルス感染症の無料検査については、貴会会員の薬局に御協力いただき、重ねて御礼申し上げます。

令和4年12月9日付けの通知において、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」（以下「定着促進事業」という。）について、12月補正予算成立を前提に、年末年始期間（令和4年12月24日から令和5年1月12日まで）に限り一時的に再開する予定であることをお知らせしていました。

本日、12月補正予算が成立し、下記のとおり再開することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、無料検査を実施する各薬局等に対しては、別添のとおり通知していますので、申し添えます。

記

○ 定着促進事業の一時再開

実施期間令和4年12月24日（土）から令和5年1月12日（木）まで

<問合せ>

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
企画第2班

TEL：092－643－3624

E-mail：corona-kensa001@pref.fukuoka.lg.jp

無料検査事業 実施事業者 殿

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課長
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

新型コロナウイルス感染症に係る無料検査の「定着促進事業」の一時再開について

平素から、本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、令和 3 年 12 月から開始した、無症状の方を対象とした新型コロナウイルス感染症の無料検査の実施に取り組んでいただき、重ねて御礼申し上げます。

令和 4 年 12 月 9 日付けの通知において、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」(以下「定着促進事業」という。)について、12 月補正予算成立を前提に、年末年始期間(令和 4 年 12 月 24 日から令和 5 年 1 月 12 日まで)に限り一時的に再開する予定であることをお知らせしていました。

本日、12 月補正予算が成立し、下記のとおり再開することとなりましたので、お知らせいたします。

各事業者におかれましては、引き続き無料検査への御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 定着促進事業の一時再開

実施期間令和 4 年 12 月 24 日(土)から令和 5 年 1 月 12 日(木)まで

2 定着促進事業の再開に伴う検査申込書及び申立書の変更

今般、「定着促進事業」が再開することに伴い、検査申込書及び申立書が変更となります。

※令和 4 年 12 月 24 日から切り替えをお願いいたします。

3 送付資料

- ・検査申込書
- ・申立書
- ・実施要領 ※令和 4 年 12 月 6 日一部改正

「令和4年度福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業」検査申込書

受 検 日	令和 年 月 日	生年月日	年 月 日
ふ り が な		性 別	
氏 名			
住 所			
連 絡 先 (電 話 番 号)			
連絡先 (e-mail アドレス)			

1. 検査目的 (該当箇所に✓を記入してください)

① 次のいずれかに該当しますか？

- ・発熱など風邪の症状がある ・保健所、勤務先、学校等から濃厚接触者に該当すると判断されている
- ・陽性者となった方と同居している ・陽性者となった方から、保健所から連絡があると聞いている
- ・保健所が実施する検査を受けることになっている

☐ いいえ
(どれも当てはまらない)

☐ はい
(一つでも当てはまる)

・症状がある方は医療機関を受診してください。
・その他の方は保健所の指示に従ってください。



受診方法
(県 HP)

② 福岡県内にお住まいの方で、感染の不安を感じていますか？
【福岡県内在住であることが確認できる本人確認書類等の提示が必要です。】

☐ いいえ

☐ はい
(県民の方のみ対象)

無料検査の対象です
(イ 一般検査事業)

裏面にお進みください。
(以下の✓は不要です)

③ 帰省前 又は 帰省先から戻った際の検査ですか？
【帰省する(した)ことが分かる書類(航空券や新幹線のチケット) 又は 申立書の提出が必要です。】

☐ いいえ

☐ はい
(県民の方以外も対象)

無料検査の対象です
(ア 定着促進事業)

裏面にお進みください。
(以下の✓は不要です)

④ 飲食、イベント、旅行等の予定があり、
入店や入場、参加の際などに「検査結果通知書」を提示するために必要な検査ですか？
(「対象者全員検査」や「ワクチン・検査パッケージ」のための検査)
【検査結果の提示を求められていることを示す文書・スマホ画面等の提示 又は 申立書の提出が必要です。】

☐ いいえ

☐ はい
(県民の方以外も対象)

有料検査の対象です

⑤ ワクチン接種状況は、以下のどちらかに当てはまりますか？ (該当する方に✓)
☐ オミクロン株対応ワクチンの接種を受けていない。
☐ オミクロン株対応ワクチンの接種を受けたが、接種を受けた人であっても「検査結果通知書」の提示を求められている。【その旨を説明する書類等の提示 又は 申立書の提出が必要です。】

☐ いいえ
(どちらにも当てはまらない)

☐ はい
(どちらかに当てはまる)

有料検査の対象です

無料検査の対象です
(ア 定着促進事業)

裏面もあります

2. 検査方法（どちらかに✓を記入してください）

☐	A PCR 検査等
☐	B 抗原定性検査

「ア 定着促進事業」の場合、原則、抗原定性検査となります。
 ※以下のいずれかに該当する場合のみ、PCR検査等の受検が可能です。
 （PCR検査等を希望される場合は、どちらかに✓を記入してください。）
☐ 検査申込者が10歳未満【本人確認書類で確認します。】
☐ 高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を予定
 【その旨を説明する書類等の提示 又は 申立書の提出が必要です。】

3. 受検回数

過去1か月以内に「無料検査」を何回受検しましたか？（医療機関や保健所における検査を除く）

() 回/月	※3回以上の場合はその理由を記入してください ()
---------	-------------------------------

4. 同意事項（すべての事項を確認後✓を記入してください）

☐	仮に検査結果が陽性であった場合には、医師による診断を受けるため、検査所からの案内に従い、事前に連絡した上で医療機関を受診又は専用フォームから「陽性者登録」を行います。
☐	この申込書に記載しているすべての項目につき、虚偽がないことを証するとともに、この申込書は福岡県から求めがあった場合には、福岡県に提出されることがあることについて同意します。 また、福岡県が必要と認め、本事業の適正執行を確保するため、ワクチン接種歴の有無についてご記入いただいた氏名・住所・性別・生年月日の情報に基づき、市町村に照会を行ったときは、市町村がワクチン接種歴の有無について回答することがあることに同意します。

※ 無料検査を受検後、ご申告いただいた内容が虚偽であることが判明した場合には、検査費用の負担を求めるほか、福岡県が必要と認める措置を講じることがあります。また、ワクチン接種歴の有無については、別途自治体において確認する場合があります。

※ 次回以降の検査申込に当たっては、PCR検査等の結果通知書等の有効期間が3日間、抗原定性検査の結果通知書等の有効期間が1日間とされていること等も踏まえ、前回の検査から経過した日数等を考慮されるようお願いいたします。

すべての項目を記入後、本人確認書類等とともに提出してください。

担当者確認欄

(1) 本人確認（該当箇所に✓を記入）

☐健康保険証 ☐運転免許証 ☐マイナンバーカード ☐その他 ()

(2) 集計区分等（該当箇所に✓を記入）

無料検査				有料検査	
ア 定着促進事業		イ 一般検査事業			
A PCR 等	B 抗原定性	A PCR 等	B 抗原定性	A PCR 等	B 抗原定性
☐	☐	☐	☐	☐	☐
(要件確認を行ってください)					
【定着促進事業の要件確認】 ☐ 提示書類、スマホ画面で確認 (予約等の日付: ____/____) ☐ 申立書で確認		【一般検査事業の要件確認】 (本人確認書類等で福岡県内在住であることを確認してください。)			

事業者名(店舗名) () 担当者 ()

申立書

①どちらかに✓を記入してください。

☐【帰省の場合】(帰省前及び帰省先から戻った際)

私は、以下のとおり帰省します(しました)。

帰省期間：____月____日～____月____日

帰省先：_____
都道府県 市区町村

☐【帰省以外の場合】

私は、____月____日に_____
(店舗名、イベント名、行事名、施設名、ツアー名等を記載)

に(入店、入場、参加、その他(_____
(該当するものに○を記載)))する

に当たり、陰性の検査結果通知書の提示を求められています。

(備考：_____)

※オミクロン株対応ワクチンを接種済みの場合、接種完了者であっても「検査結果通知書」の提示を求められているときのみ、無料検査の対象となります。

※勤務している企業等や通学している学校から受検を求められている場合は、無料検査の対象となりません。

②PCR 検査等を希望する場合 ※10歳未満の場合を除く

私は、____月____日に、高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を予定しています。

(詳細：_____)

③確認事項

上記内容につき、虚偽がないことを証するとともに、本申立書は福岡県から求めがあった場合には福岡県に提出されることがあることについて同意します。

氏名：_____

**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
検査促進枠交付金に係る実施要領**

令和 3 年 12 月 20 日
(令和 4 年 1 月 14 日一部改正)
(令和 4 年 1 月 19 日一部改正)
(令和 4 年 3 月 1 日一部改正)
(令和 4 年 3 月 22 日一部改正)
(令和 4 年 8 月 12 日一部改正)
(令和 4 年 8 月 30 日一部改正)
(令和 4 年 12 月 6 日一部改正)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）における検査促進枠交付金は、都道府県が行う新型コロナウイルス感染症に係る検査に対する支援等に要する費用に対し国が交付する交付金であり、臨時交付金制度要綱に定めるもののほか、事業者が臨時交付金における検査促進枠交付金による補助等により無料検査を実施する場合に必要な事項については、本実施要領に定めるところによる。また、臨時交付金制度要綱、事務連絡又は本実施要領の定めるもののほか、都道府県は、検査促進枠交付金による補助等事業の実施主体として、事業者が行う事業の実施に関し必要と認める事項を別に定めることができる。なお、事業の実施フローについては別添 7 の概要のとおり。

（無料検査の対象となる事業）

第 1 条 事業者（共同で事業を実施する場合の共同事業者を含む。）は、検査受検者が自己の検体を採取する場合において、次の各号に掲げる事業者の種類に応じて、事業所においてそれぞれ次の各号に掲げるいずれかの事業を実施する場合に、無料検査を行うことができる。ただし、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」（以下「定着促進事業」という。）においては、第 4 条第 1 項第三号ハに掲げる書類等の提示等を受け、必要な確認が行われた場合を除き、抗原定性検査により実施するものとする。

- 一 医療機関、薬局、衛生検査所等又は「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部。以下「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」という。）に定めるワクチン・検査パッケージ制度若しくは対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受ける事業者等の登録を受けた事業者（以下「ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者」という。） 別添 1 に定められた事項に沿って行われる PCR 検査等（LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。）に用いる検体（唾液に限る。）又は「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」（令和 3 年 11 月 19 日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）の規定を準用して行われる PCR 検査等に用いる検体（鼻腔ぬぐい液に限る。）を本人が採取する際の立会い等並びに検査機関（医療機関又は衛生検査所等（厚生労働省において「自費検査を

- 提供する検査機関一覧」として別に公表されている検査機関が推奨される。)に限る。以下同じ。)に
対する検体の送付及び検査受検者への結果通知書等の発行の求め等(以下「第一号事業」という。)
- 二 医療機関又は衛生検査所等 関係法令に基づき実施される、前号に掲げる事業者から送付される
PCR 検査等のための検体の検査及び検査受検者への結果通知書等の発行等(以下「第二号事業」と
いう。)
- 三 医療機関、薬局、衛生検査所等又はワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者
抗原定性検査に用いる検体(鼻腔ぬぐい液に限る。)を本人が採取する際の立会い等、検体の検査結
果の読み取り及び検査受検者への結果通知書等の発行等(以下「第三号事業」という。)
- 2 医療機関は、検査受検者の検体を採取する場合において、事業所において次の各号に掲げるいずれ
かの事業を実施する場合に、無料検査を行うことができる。
- 一 PCR 検査等のための検体(鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液及び唾液に限る。)の採取等、検体の検
査及び検査受検者への結果通知書等の発行等
- 二 抗原定性検査のための検体(鼻咽頭ぬぐい液及び鼻腔ぬぐい液に限る。)の採取等、検体の検査及
び検査受検者への結果通知書等の発行等
- 3 前2項の無料検査は、会社等が事業又は福利厚生等の一環として従業員に対して実施する検査を除
くものとし、また「感染拡大傾向時の一般検査事業」(以下「一般検査事業」という。)として都道府県
から補助等の対象となる検査として行う場合には検体を採取する事業所の所在する都道府県の住民を
対象とした検査に限るものとする。
- 4 ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者が行う第1項第一号又は第三号に掲げ
る事業は、当該事業者の事業に関連して行う事業に限るものとする。
- 5 第一号事業又は第三号事業を行う事業者は、第1項の規定にかかわらず、検査申込者に対して検体
採取のためのキット等を直接受け渡す場合には、オンラインにより同項第一号又は第三号に定める検
体採取の立会いを行うことができる。また、同事業者は、同項の規定にかかわらず、離島、へき地その
他地域の実情を踏まえ、都道府県知事が承認した場合には、郵送又はオンラインにより第4条に定める
検査の受付、検体採取のためのキット等の送付及び第1項第一号又は第三号に定める検体採取の立会
いを行うことができる。ただし、これらの場合において、当該事業者は次に掲げる事項を遵守するもの
とする。
- 一 オンラインにより生じうる不自由等について検査申込者に説明の上、オンライン又は郵送による
ことについて検査申込者の同意を得ること
- 二 検査の受付に当たりオンラインによる立会いを行う予定の日時を検査申込者と取り決めること
- 三 検査の受付又はキット等の送付に当たり、キット等の転売・授与が不可である旨を検査申込者に
説明すること
- 四 検査受検者の状態やキット等の使用等について十分な確認ができないと判断するなど、オンライ
ンによる立会いが不適切であると判断した場合は、オンラインによる立会いを中止し、直接の立会い
に切り替える用意をしておくこと
- 五 検査受検者のプライバシーが確保されるよう、外部から隔離される空間においてオンラインの立
会いを行い、検査受検者に対しては清潔が保持等された場所で検体採取を行うことを求めること
- 6 第一号事業又は第三号事業を行う事業者は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を遵守す

る場合には、ドライブスルー方式により同項第一号又は第三号に定める検体採取の立会いを行うことができる。

一 当該事業者の敷地内駐車場等において立会いに十分なスペースを確保すること

二 駐車場等において必要に応じて誘導員を配置し、検体採取の実施場所まで安全に誘導した上で、車のエンジンを停止させ、窓を開けるよう案内すること

三 検査受検者のプライバシーに十分留意すること

7 検査拠点の早急な整備が困難な離島等においては、第1項、第5項及び前項の規定にかかわらず、必要な検査拠点の整備が行われるまでの当面の間、都道府県又は市町村が無料検査(PCR検査等に限る。)の実施主体として唾液採取容器を配布する場合に限り、特措法担当大臣との協議の上、検体採取の立会いを不要とすることができる。この場合において、都道府県又は市町村については唾液採取容器を受検申込者に配布したことをもって、検査等費用支援の対象とすることができる。

8 前3項の場合において、事業者は、次条において実施計画書に同条第1項第三号ニ又はホの事項を記載すること及び実施計画書に事業所内の実施場所を示す図面を添付することを要せず、同条第3項第四号及び第3条の規定は適用しない。

(実施計画書の作成及び提出)

第2条 事業者は前条第1項及び第2項に定める無料検査(以下「無料検査」という。)を実施するに当たっては、別添2を参考として都道府県が定める様式の実施計画書を作成の上、事業所内の実施場所を示す図面を添付して都道府県知事に対して提出し、都道府県による登録を受けなければならない。この場合において、実施計画書に記載すべき事項は次に掲げるとおりとする。

一 事業者が実施する前条第1項及び第2項に掲げる事業の内容

二 検査キット等の調達方法並びに検査の種類ごとの単価及びその積算

三 検査に係る事業の実施体制に係る次に掲げる事項

イ 事業者の法人名、法人番号及び代表者の氏名

ロ 事業者の事業内容(医療機関、衛生検査所等、薬局又はワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者のいずれかに該当する場合は、その旨を含む。)

ハ 検査に係る事業の担当者及びその連絡先

ニ 第一号事業を行う場合においては、立会い等を行う事業所名及びその所在地

ホ 第二号事業若しくは第三号事業又は第2項第一号若しくは第二号に掲げる事業を行う場合においては、検査を実施する事業所名及びその所在地

四 事業所において見込まれる立会い等又は検査の実施回数及び次に掲げる事項毎の内訳

イ PCR検査等又は抗原定性検査

ロ 定着促進事業又は一般検査事業

2 前項の提出に当たっては、事業者は本実施要領に従った事業を実施することに違反した場合には都道府県から交付される補助金等を返還等する必要があることについて同意しなければならない。

3 都道府県知事は、次に掲げる全ての事項を満たしていると認められる場合に、第1項で実施計画書を提出した事業者を実施事業者として登録するものとする。

一 実施計画書の記載に不備がないこと

- 二 検査キット等の調達方法・検査の単価・検査の実施回数等が適当であると認められること
- 三 検査に係る事業を適切に実施するための体制及び方法が定められていること
- 四 当該事業者が次条に定める検体採取の実施場所を確保していること
- 五 検体採取の立会い等又は検査の実施が適切に実施できると認められること
- 六 その他都道府県が必要と認める事項を満たしていること

(検体採取の実施場所の確保)

第3条 第一号事業又は第三号事業を実施する実施事業者は、次に掲げる事項に適合する検体採取の実施場所を確保しなければならない。

- 一 受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること
- 二 当該実施場所において同時に検体採取を実施する受検者の有無・人数も踏まえ、一定の広さを確保すること及び受検者のプライバシーに配慮していること
- 三 十分な照明が確保されているとともに、換気が適切に行われていること

(検査の受付)

第4条 実施事業者は、検査受検を希望する者（発熱等の症状がない者に限る。）が別添3を参考として都道府県が定める様式の申込書を提出した場合に、次に掲げる事項（第三号及び第四号に掲げる事項については、第二号に掲げる事項について検査申込者がいずれかの事業として補助等の対象になる旨を明示した場合に限り、第五号に掲げる事項については、第四号に掲げる事項について当該検査申込者の申告した回数が1月につき3回程度となる回数を上回る場合に限る。）を当該検査申込者に遵守させた上、当該検査申込者に検査を受検させることができる。この場合において、原則として検査申込者からの予約は不要とする。

- 一 身分証明書等の提示
- 二 申込によって行われることとなる検査が定着促進事業若しくは一般検査事業として都道府県からの補助等の対象になる旨又はいずれの対象にもならない旨（会社等が事業又は福利厚生等の一環として従業員に本検査の申込みをさせた場合を含む。）の明示
- 三 前号の明示の内容となる理由の説明及び同号により検査申込者が定着促進事業における検査受検を申込み場合にあっては、次に掲げる書類等の提示（該当書類がないときは別添4を様式例とする申立書の提出に代えることができる。）
 - イ 検査受検の目的を証する書類等
 - ロ 検査申込者がオミクロン株対応ワクチン接種完了者である場合にあっては、対象者全員検査等及び高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合等、オミクロン株対応ワクチン接種完了者であっても検査を受検する必要が認められることを証する書類等
 - ハ 検査申込者がPCR検査等の受検を希望する場合にあっては、検査申込者が10歳未満であること又は高齢者や基礎疾患を有する者等との接触が予定されることを証する書類等
- 四 過去にいずれかの事業として補助等の対象になる検査を受けた回数の申告
- 五 前号の回数となった理由の疎明

2 前項の申込書を提出された第一号事業又は第三号事業を実施する実施事業者は、次に掲げる事項（第三号事業を実施する場合は、第四号を除く。）について検査申込者に説明しなければならない。

一 仮に検査結果が陽性であった場合、検査申込者は医療機関又は受診・相談センターに連絡し、速やかに受診しなければならないこと。また、その場合、移動については、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関を避けるようにすること。ただし、重症化リスクが低いと考えられる検査申込者については、当該検査申込者の居住する都道府県等が当該都道府県等における外来診療のひっ迫等に対応して医師を配置する健康フォローアップセンター等を設置し、当該検査による結果の登録を受け付けている場合には、当該健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが望ましいこと

二 仮に検査結果が陰性であった場合も、感染している可能性を否定しているものではないため、検査申込者は引き続き感染予防策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気）を徹底する必要があること

三 当該申込みにより実施された検査の結果は、受検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかについての診断結果を示すものではないこと

四 当該実施事業者が連携する検査機関

（結果通知書等の発行等）

第5条 実施事業者が、第一号事業を実施する場合には、検査機関に対して、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」の5（2）i）①に定められた事項が記載された結果通知書等を検査受検者に対して発行するよう求めるとともに、発行後速やかに検査結果を当該実施事業者に通知するよう、求めなければならない。

2 実施事業者が、第三号事業を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」の5（2）ii）②に定められた事項が記載された結果通知書等を検査受検者に対して発行しなければならない。ただし、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」に定める結果通知書の発行を要しない場合に該当する場合はその限りでない。

3 前2項で発行する結果通知書等の様式例は別添5のとおりとする。

（事業の実施に係る準用）

第6条 その他事業の実施については「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」を準用するほか、第三号事業の実施については「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」の規定を準用する。

（準用）

第7条 第3条、第4条第2項並びに第5条第2項及び第3項の規定は、第1条第2項各号に掲げる事業を実施する実施事業者について準用する。この場合において、第3条中「次に掲げる事項」とあるのは、「関係法令並びに第二号及び第三号に掲げる事項」と、第4条第2項中「（第三号事業）」とあるのは、「（第1条第2項各号に掲げる事業）」と、第5条第2項中「第三号事業」とあるのは、「第1条第2項第一号に掲げる事業を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」の5（2）i）①に定

められた事項が記載された結果通知書等を、同項第二号に掲げる事業」と読み替えるものとする。

（週次の受検者・陽性者の報告）

第8条 実施事業者は、週ごとに、前回の報告の後、当該実施事業者が事業を実施した者の総数及びそのうち陽性結果が判明した者の総数等を記録し、その記録の内容を別添6を参考として都道府県が定める様式の週次報告書により都道府県に報告しなければならない。

（実績報告書の提出等）

第9条 事業経過に応じ、実施事業者は実績報告書を作成し都道府県知事に対して提出するものとする。この場合において、実績報告書に記載すべき事項は次に掲げるとおりとする。

一 定着促進事業として都道府県から補助等の対象になる検査件数及び一般検査事業として都道府県から補助等の対象となる検査件数

二 結果データ

三 必要経費等

2 実施事業者が前項に基づき実績報告書を都道府県に提出する場合には、当該実績報告書に係る証憑書類を5年の間、保存しなければならない。

（禁止事項）

第10条 実施事業者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 無料検査に付随して検査受検者に物品、金銭、役務その他の経済上の利益を提供すること

二 その実施する無料検査の対象となる者について誤認させるような表示、広告その他の行為をすること

三 同一の検査申込者に対して、正当な理由なく、無料検査を一日につき一回を超えて実施すること

四 同一の検査申込者に対して、正当な理由なく、結果通知書等の有効期限を勘案して必要と認められる限度を超えて無料検査を実施すること

五 検査受検者に対して、結果通知書等の有効期限の期間内に検査結果を通知すること（第二号事業を実施する事業者が検査結果を通知する場合を含む。）を怠ること。ただし、第5条第2項ただし書に規定する場合は、この限りでない

六 週次報告書、実績報告書その他の書類に虚偽の記載をして都道府県に提出すること

七 前各号に掲げるもののほか、定着促進事業及び一般検査事業の趣旨に照らして不相当と認められる行為をすること

2 都道府県は、実施事業者が前項各号に掲げる行為を行っているとき又は当該行為を行っていると思われるときは、当該実施事業者に対し、調査その他の必要な措置を講ずるものとする。